

シルバー派遣を利用する場合の一般的な流れ



STEP.01 依頼・相談

お客様(派遣先)が派遣労働者を受け入れようとしている事業所の住所地域にある
シルバー人材センターへお問い合わせください。

STEP.02 比較対象労働者の情報提供

情報
提供

お客様(派遣先)から比較対象労働者の待遇等に関する情報をご提供いただきます。

STEP.03 見積書

情報提供に基づき、必要な交渉等をさせていただき、見積りいたします。



STEP.04 契約締結

見積書の内容にご承諾いただければ、派遣基本契約(基本的な取り決め)及び
個別契約(具体的内容)を締結します。

STEP.05 派遣の実施

シルバー会員を派遣し、派遣先の指揮命令に従って就業します。

流れについてはセンターにより異なることがありますので、詳細は下記へお問合せください。

シルバー派遣の申し込み・お問い合わせは事業所ある地域のシルバー人材センターへ 新潟県内シルバー人材センター《派遣事業実施事業所》

阿賀野市	TEL.0250-62-1365	五泉市	TEL.0250-43-5911	長岡市	TEL.0258-35-2380
阿賀町	TEL.0254-92-2103	佐渡	TEL.0259-24-1212	新潟市	TEL.025-241-3541
糸魚川市	TEL.025-552-9954	三条市	TEL.0256-34-2526	見附市	TEL.0258-62-0609
魚沼市	TEL.025-792-3778	新発田地域	TEL.0254-22-1010	南魚沼	TEL.025-772-4973
小千谷市	TEL.0258-82-6550	上越市	TEL.025-522-2812	妙高市	TEL.0255-72-0610
柏崎市	TEL.0257-24-2148	燕市	TEL.0256-64-2483	村上地域	TEL.0254-53-6486
加茂市	TEL.0256-53-1772	十日町地域	TEL.025-752-0888	弥彦村	TEL.0256-94-5144

※地域によってはシルバー人材センターの無いところがあります。

公益社団法人
新潟県シルバー人材センター連合会

〒950-0994 新潟市中央区上所2-2-2 新潟ユニゾンプラザ2F
TEL.025-281-5553 新潟県シルバー人材



企業・団体の皆様へ シルバー派遣の ご案内

繁忙期だけ…

業務が集中する
忙しい時期に
手伝ってほしい

短時間…

朝と夕方の
2時間だけ
手伝ってほしい

軽易な作業…

データの
入力作業を
手伝ってほしい

貴社の イメージアップ…

高齢者に仕事を
依頼することで
地域活性化に
貢献



公益社団法人新潟県シルバー人材センター連合会では、これまでの「請負・委任」とあわせて専門職種や事務系職種など、高齢者の新たな就業機会の拡大を図るために「シルバー派遣」を行っております。「シルバー派遣」とは、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、シルバー人材センター連合会が行う労働者派遣です。

シルバー派遣の
ご案内動画は
こちら▶▶▶



公益社団法人 新潟県シルバー人材センター連合会

シルバー派遣が皆様の事業をサポートさせていただきます!

シルバー派遣とは

シルバー派遣とは、60歳以上のシルバー人材センターの登録会員を、公益社団法人新潟県シルバー人材センター連合会が企業・団体に労働者として派遣するものです。



シルバー派遣の仕組み



- 新潟県シルバー人材センター連合会は、派遣先と派遣契約を結びます。
- 派遣労働者は、新潟県シルバー人材センター連合会との間に労働契約を結んだ県内のシルバー人材センターの会員です。
- 派遣労働者は、派遣先の指揮命令を受けて就業します。この場合、派遣先の従業員と一体となって業務の遂行ができます。
- 雇用期間は労働契約に定める派遣労働に従事する期間です。

★派遣労働者の受入れに係る期間制限については、60歳以上であるシルバー派遣労働者には適用されません。

シルバー派遣の働き方

シルバー派遣での就業は、臨時的・短期的な業務(おおむね月10日程度以内のもの)又は軽易な業務(おおむね週20時間を超えないもの)になります。その働き方は、現役世代の労働者などが1人で行う業務を、複数の高齢者が、時間や日にちで分担して行うローテーション就業が基本となります。なお、新潟県知事から指定を受けた業務については、業務拡大として週30時間までの就業を行うこともできます。

臨時的・短期的な業務
(おおむね月10日程度以内のもの)

又は

軽易な業務
(おおむね週20時間を超えないもの)

保険

シルバー派遣労働者には、労働者災害補償保険が適用されますが、雇用保険及び社会保険(健康保険及び厚生年金保険)は適用されません。なお、県知事から特別の指定を受けた業務で、その労働時間が週20時間以上の場合は雇用保険の対象となり、労働日数及び労働時間が一般社員のおおむね4分の3以上の場合は社会保険の対象となります。

こんな仕事を依頼できます!

事務分野

- 一般事務
- 経理事務
- データ入力
- 調査、集計



商業分野

- スーパーの品出し
- 飲食店の配膳、調理補助
- 販売業務
- 店舗の清掃



製造分野

- 調理、総菜加工、盛り付け
- 包装、梱包、袋詰め
- 部品組立、加工、検査
- 機械加工、製品仕上げ



農業分野

- 農作業、田植え
- 花苗育成
- 種まき、水やり
- 収穫作業



福祉分野

- 保育補助
- 放課後児童クラブ補助
- 介護補助、調理補助
- 送迎車両の運転



その他

- 遺跡発掘作業
- イベント補助
- 配達・配送作業



料金体系

$$\text{派遣料金} = \text{派遣労働者賃金} + \text{手数料} + \text{消費税}$$

派遣することができない仕事

- 高齢者にとって危険又は有害な業務
- 港湾運送業務、建設業務、警備業務、病院等における医療関係の業務

ご留意いただきたいこと

- 派遣先としての労働関係法令の適用があります。
- 対応できる会員がない場合は、派遣できない場合もあります。
- 事業所が労働者派遣を受けるに当たり、事前の面接や履歴書の送付の要請等の労働者を特定する行為は、法令により禁止されています。



「シルバー派遣」以外の就業形態

請負・委任

- 発注者とセンターは業務の完成(又は実施)を目的とした請負(又は委託)契約を締結します。
- 発注者は会員に直接指示等の指揮命令が出来ない就業形態です。
- けが等に対応するシルバー保険に加入します。

有料職業紹介

- 紹介先が労働者を雇用することをあっせんするもので、連合会と有料職業紹介契約を締結します。
- 紹介した労働者の賃金に応じた紹介手数料のお支払いが必要となります。